









第四條 前條第二號乃至第八號ノ規定ニ依ル委員ハ厚生大臣ノ  
奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

(共第五號) 昭和十一年三月二十一日

簡易生命保險審査會規程中改正勅令案理由書

理由

從來簡易生命保險審査會委員ニシテ商工省高等官中ヨリ任命セラレ  
タル者ハ民間保險事業ヲ監督シ之ヲ意見ヲ代表スル立場ニ在ル者ト  
シテ商工省監理局長タル者ヲ以テ之ニ充テラレタルトコロ今般行政  
機構改正ニ伴ヒ斯業ノ監督行政ハ大藏省ニ移管セラレタルニ付大藏  
省監理局長ヲ以テ之ニ充ツル爲本規程ヲ改正スルノ要アルニ  
由

◎大蔵省官制ハ昭和十六年十二月十三日官報号外ニ掲載

(共第五號) 皇軍國庫券